

# 記録の起源と複式簿記の記録（ ）

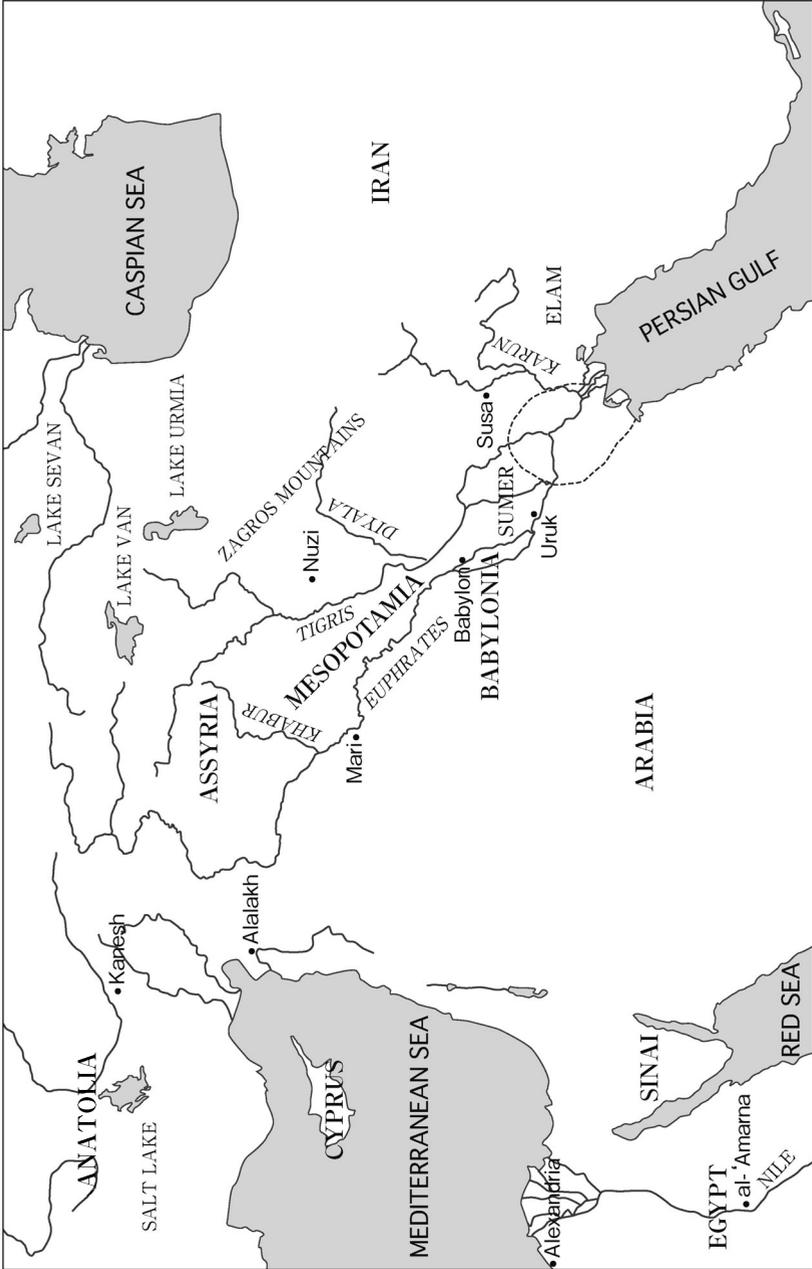
土 方 久

1. はじめに
2. 「記録」の起源
  - 1) アルタミラの壁画と記録（以上、本誌、56巻4号）
  - 2) メソポタミア時代の粘土板と記録
    - (1) 粘土球の会計文書
    - (2) 粘土塊の会計文書（以上、本号）
    - (3) 粘土板の会計文書
3. 複式簿記の「記録」
4. むすび

## 2. 「記録」の起源

### 2) メソポタミア時代の粘土板と記録

メソポタミア地域は四大文明の発祥地の1つ、すべての発祥地がそうであるように、河川の氾濫によってもたらされる肥沃な大地に育まれた文明である。実際、ティグリス川とユーフラテス川の姉妹河川の流域に繁栄した地域であることから、「河川に挟まれた国」と呼ばれる「メソポタミア」(MESOPOTAMIA)、そのメソポタミア地域である。図7を参照。



\* 点線の部分は古代の海岸線。



すでに、メソポタミア低地の「シュメール」の古代都市はウルクで発掘された粘土板には、前3200年から前3100年頃に使用されたという「シュメール文字」として、牡牛、牝牛は頭部の図柄の絵文字、頭数は「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録される。図4を参照。その後、メソポタミアに隣接する地域、イラン高原の西側、シュメールの東側に位置するエラムの古代都市は「スーサ」で発掘された粘土板にも、前3000年頃に使用されたという「原エラム文字」、種馬、牝馬、仔馬は頭部の図柄の絵文字、頭数は「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録される。図5を参照。

したがって、メソポタミア時代には、「数えることを知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字も知った人間」が記録するようになる。そうなることによってこそ、「何をどれだけ」、したがって、「何を」全部の個数は「何個」とか、「何を」全部の頭数は「何頭」とか、具体的に正確に記録しうるのである。したがって、「記録すること自体」の起源は、ここにあるのでは、と想像するのである。

事実、前掲の著書によると、「文字の最も古い形態は、前4000年紀の末葉より少し前に、ペルシア湾から遠くない『メソポタミア低地』(Basse-Mésopotamie)と『エラム地域』(pays d'Élam)に誕生した。この二様の文字のうち、より古いと思われるシュメール文字の誕生は、前3200年から前3100年頃であるが、いわゆる『原エラム文字』の誕生は、前3000年頃である。原エラム文字もシュメール人によって発明されたと考えてよい理由はある。しかし、いかなる理由であろうとも、想像するに、両者は現地で、それより以前に試行錯誤されながら出現したのであろう。したがって、表記する両者の様式は、隣接する両地方に誕生した二様の同質にある文明の中で、ほとんど同様の状況の中で、100年から200年の間隔をおきながら、順次、出現したのである。

ところで、メソポタミアでもエラムでも、文字は、『まさに実利的な理由(raison strictement utilitaires)から発明されたもの』であった。前4000年紀の後半、両地域の住民は、この時代は専ら口承によっていたのだが、自らの文明には、しだいに『閉息』を意識するようになって、全く別の様式の必要性を自覚するようになったのは、経済的な必要性に迫られてのことであつたらしい<sup>21)</sup>。

そこで、極端には、「文字は『会計記録人の発明』(invention de comptables) になるものである」<sup>22)</sup>とまで表現されるのだが、「会計記録人は飛躍的に発展するシュメールとエラムの社会の中で、実に多様な経済活動を記録しなければならず、記憶力だけに頼るわけにはいなくなった」<sup>23)</sup>のである。しかも、この会計記録人の記録する「文書 (document) が果たした役割は、多様な物品の数量を『会計文書』(comptabilisées) に記録することであった。エラムでもメソポタミアでも、この粘土板は、想像するに、受取りまたは引渡し、実際の梱卸、交換に関係する『会計証書』(actes comptables) であったのであろう。換言すると、シュメール人とエラム人は、口承文明に付きもの障害を軽減するために、そればかりか、牧畜業、農業、頻繁に繰り返される交換商業がそうであるのだが、この旺盛な経済活動が生み出す複雑な要求を満たすために、数えた結果や実際に梱卸した結果について、小さくて、ほぼ長方形の粘土板に記録する習慣を前3000年紀の初頭から持っていたのである」<sup>24)</sup>。

それでは、粘土板に「シュメール文字」または「原エラム文字」で記録するようになるまでは、どのように記録したのであろうか。前掲の著書によると、「エラムとメソポタミアでは、何回かの発掘によって、この粘土板での会計記

21) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.161-162.

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，123頁以降。

22) Amiet, Pierre; *BAS-RELIEFS IMAGINAIRES DE L'ANCIEN ORIENT d'après les cachets et les sceaux-cylindres*, Paris 1973. から引用とのことであるが、頁数は不明。

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.162.

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，123頁。

すでに、簿記と会計の接点にあるのは、「年度決算書」ということで、ドイツ簿記の16世紀から複式簿記の会計、したがって、「複式簿記会計」への進化を解明した筆者としては、メソポタミア時代に、「会計・・・」と表現することに抵抗がないわけではない。

参照、前掲書（拙著；『複式簿記会計の歴史と論理』），375頁以降。

原文では、「帳簿記録人」。そのように翻訳すべきかもしれない。しかし、取引事実、さらには、取引事象を記録して開示するのが「会計情報」であるとするなら、それを記録する人間は「会計記録人」と表現すべきではなからうか。「会計文書」も「会計証書」も同様。

23) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.162.

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，123頁。

録システム (système comptable) よりも、さらに古い前3300年頃に、この地方の住民が使用していた会計記録システムが発掘された。特にウルクとスーサ、『ウルク遺跡第4b層』と『スーサ遺跡第18層』と呼ばれる考古学層で発掘されたものである。それは刻み目の付いた多様な小物体 (petits objets de tailles et de formes variées) であって、現在では、『粘土球』(Bulle) と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込まれていた。数を小石で象徴する広く行き渡った慣習から派生する、この会計記録システムは、数えたことを具体化するために、その個数だけではなく形状の相違によっても、数を象徴する小物体を使用したのである。数を表記する様式はそれぞれの位に対応していた。たとえば、小棒または小円錐は『第1の位の1単位』、玉は『第2の位の1単位』、円盤または大円錐は『第3の位の1単位』を意味した。数を表現する、この小物体が、しばしば(ラテン語では、『小石』を意味する)『カルクリ』と呼ばれる理由は、ここにある。

この会計記録システムによると、カルクリを粘土製で半乾きの容器に詰め込んで、これを球形または卵形の『粘土球』の形状に整えてから口を閉じる。表面には、1つか2つの円筒印章を横に転がして、原本であることと間違いのないことの保証とするのである<sup>25)</sup>。図8<sup>26)</sup>を参照。

24) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.163. 二重括弧は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，124頁。

原文では、「会計帳簿」。そのように翻訳すべきかもしれない。本来、「綴込帳簿」(装丁帳簿)ばかりではなく、たとえば、伝票、はてはカードなどの「紙片帳簿」(非装丁帳簿)も備付けられるからである。いずれも、帳簿に記録するとしたら、反復する取引事実を記録する「継続記録」である。しかし、粘土板に記録するとしたら、1回かぎりの取引事実を記録するだけの「時点記録」、「断片記録」でしかないので、「会計文書」と表現すべきではなかろうか。

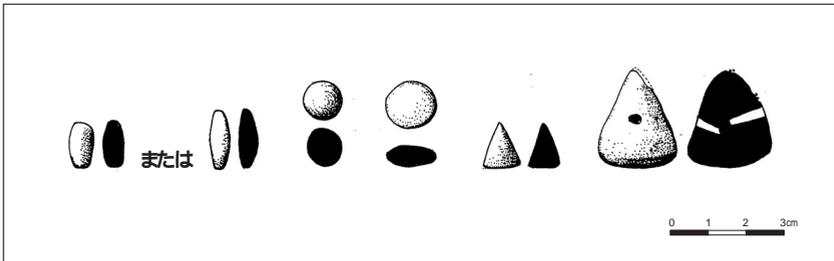
なお、「綴込帳簿」と「紙片帳簿」については、参照、中野常男稿；「帳簿」、『第6版 会計学辞典』(神戸大学会計学研究室編)，同文館 2007年，855頁以降。

25) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.164-165. 括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，124頁以降。

この「粘土板での会計記録システム」は「記録することのない記録」でしかない。しかし、これを保持しておくことで、記録することと同様になるので、「会計記録」と表現するのではなく、あえて会計記録「システム」と表現しているのではなかろうか。

イタリア語 (Bulla) によると、古代ローマの子供が魔除けに首に掛けていた「円形の



\* スーサ遺跡第18層で発掘された「刻み目の付いた多様な小物体」。

図8

しかし、現在では、このように解明されているのだが、「『粘土球』と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込まれていた」「刻み目の付いた多様な小物体」、これが発掘された当初は、いったい何なのか、無視されるか、憶測に憶測を呼んだようである。実際、前掲の著書によると、「『粘土球』が最初に専門家の注意を惹いたのは、その表面の全体を飾る円筒印章の刻印でしかなかった。粘土球の中の小物体は、将棋の駒であるとか、お守りであるとか、荷札であると考えられた。契約の対象となる商品とも考えられた<sup>27)</sup>」のである。そればかりか、著書『文字はこうして生まれた』(Schwandt-Bessert, Denise; *HOW WRITING CAME ABOUT*, Austin.)によると、むしろ、「通常無視されるか、『謎の遺物』あるいは『目的不明の遺物』などという見出しで分類されていることに気付いた<sup>28)</sup>」と慨嘆されるほどであったのである。いったい、これが「何かを理解す

小箱」または国印である「印璽」を意味するので、そのように翻訳すべきかもしれない。しかし、その外形、形状から判断して、「粘土球」と表現している。

なお、「カルクリ」は英語の「印(しるし)」(token)を意味する「トークン」、粘土球は「封球」ないし「粘土製封球」と表現されることもある。

参照、小口好昭・中田一郎共訳；『文字はこうして生まれた』(Schwandt-Bessert, Denise; *HOW WRITING CAME ABOUT*, Austin 1996.)、岩波書店 1996年、17/44/54頁。

26) *CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, ASSOCIATION PALEORIENT*, Vol.1, Paris 1971, p.45.

27) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.164.

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書、123頁以降。

28) 小口好昭・中田一郎共訳；前掲書、9頁

る鍵になった」のは、「イラク北部のヌジ(Nuzi)遺跡で」、20世紀の前半に「発見された、内部が空洞の奇妙な粘土板に関するものであった」<sup>29)</sup>。「この中空の粘土板こそ、後に」、そのような粘土球に詰め込まれていた刻み目の付いた多様な小物体を「解明する、まさにロゼッタ・ストーンとなったのである」<sup>30)</sup>。図9<sup>30)31)</sup>を参照。



\* ヌジの宮殿遺跡から発掘された粘土球。粘土球の大きさは、46mm × 62mm × 50mm。

図9

そこで、「まさにロゼッタ・ストーンとなった」「この中空の粘土板」、古代都市はヌジで発掘された「粘土球」についてである。前掲の著書によると、20世紀の前半に「バグダット(Bagdad)に遠征したアメリカ・オリент調査隊が発見した」<sup>34)</sup>のだが、「現イラク領のモスール(Mossoul)の南西部、キル

29) 小口好昭・中田一郎共訳；前掲書，10頁。

30) 小口好昭・中田一郎共訳；前掲書，11頁。

31) Oppenheim, A. Leo; ON AN OPERATIONAL DEVICE IN MESOPOTAMIAN BUREAUCRACY, in: *Journal of Near Eastern Studies*, Vol. XVIII, 1959, p.122.

小口好昭・中田一郎共訳；前掲書，10頁。

クーク（Kirkuk）地方のメソポタミアの古代都市はヌジの前1500年頃の宮殿遺跡から、卵形（または球形）で中が空洞になった粘土製の容器が発掘された。表面には、『楔形文字』で記録されていた。この楔形文字を翻訳すると、

羊と山羊に関する小物体については、  
 21個は仔を産んだことのある牝の羊、  
 6個は牝の仔羊、  
 8個は大人の牡の羊、  
 4個は牡の仔羊、  
 6個は仔を産んだことのある牝の山羊、  
 1個は牡の山羊、  
 2個は牝の仔山羊<sup>32)</sup>。

と記録されていた。総計（頭数の『全部』）は48個。羊と山羊の48頭である。そこで、粘土製の容器を開けてみると、その中には、粘土製の球状の小物体が発見されたのだが、不注意にも紛失してしまった。

ある偶然によって、この小物体の本来の機能が啓示されなかったなら、専門家といえども、この発見の重要性には気付かなかつたにちがいない。『考古調査隊の召使いが鶏を買いに市場に使いに出された。まずいことには、彼は使いから帰るとすぐに、鶏を数えもしないで、飼育場に放してしまった。ところが、この召使いは数えることを知らず、そのために、何羽の鶏を買ったかは言えないのであった。しかし、召使いが言うには、鶏の1羽、1羽について、彼が小石を1個、1個と貯めておいたということであった。彼がこの貯めておいた小石を示さなかったなら、代金を支払ってもらう術はなかったにちがいない』<sup>33)</sup>。こ

32) 牝の仔山羊の「2個」は判読不能のようで、類推であるとのことである。

Cf., Oppenheim, A. Leo; *op. cit.*, p.123.

ところが、判読不能のためか、「3個」と表現されることもある。

参照、小口好昭・中田一郎共訳；前掲書、11頁。

33) Guitel, G.; *Histoire comparée des numérations écrites, Flammarion*, Paris 1975. から引用とのことであるが、頁数は不明。

のように、完全に文盲の原住民は、そうとは気付かずに、彼よりも3500年も前に地球に住んでいた未開の羊飼いがやったのと同様のことを再現したのである。

この（球形または）卵形の容器は、実際、古代都市はヌジの会計記録人、自身は読み書きしうる能力のある彼の持ち物であった。羊飼いは、彼の主人（飼い主）から依頼された羊（と山羊）の群れを放牧に連れて行く前に、この会計記録人のところに立ち寄ったのである。放牧に出発する前に、この会計記録人は、群れの羊（と山羊）の頭数と同数だけの粘土製の玉を作って、これを粘土製の容器に詰め込んだのである。それから、容器の穴を塞いで、これには、羊（と山羊）の群れの状態を入念に記録して、さらに、飼い主の（円筒）印章を（横に転がして）押印したのである。

羊飼いが戻って来たら、容器を割って、中に詰め込んだ小石と照合しながら、羊（と山羊）の頭数を数えればよいのである。したがって、何の異議申立ても起こりえなかった。文字と（円筒）印章は飼い主の権利を保全して、羊飼いにっては、小石が証拠の品となったからである<sup>34)</sup>。

したがって、メソポタミア時代には、「数えることを知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字も知った人間」が記録するようになるまでに、「数えることは知ったが、数を知らない人間」、まして「文字も知らない人間」が記録するようになったのでは、と想像するのである。もちろん、記録することと同様に保持しておかねばならないが、「記録することのない記録」ではある。

そうであるとしたら、1, 2, 3の「数」は知らないまでも、1個, 1個, 1個とか、1頭, 1頭, 1頭とか、「少しでも数えること」を知った人間は、「1組の紐、

34) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.17-18. 二重括弧および括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書、15頁。

なお、この「粘土球」には、羊、山羊の頭数が記録される末尾に、羊飼いである「牧夫」の「封印」があるとのことであるので、円筒印章を押印しているのは「羊飼いに」なることに注意。これに対して、「この卵形をした粘土板は」、「羊の所有者」、「の私家文書に属するものであった」とのことであるので、その「粘土球」を保持しておくのは、「飼い主」になることに注意。

参照、小口好昭・中田一郎共訳；前掲書、11/10頁。

刻み目を付ける骨があるとしたら、それだけではなく、小石であったり、細い棒であったりもするのだが、これによって、彼は少しでも数えられるようになる」<sup>17)</sup>、実際、少しでも数えられるようになったことを想起してもらいたい。ヨリ原初的には、1組の紐であれば、結び目を付けることによって、骨であれば、刻み目を付けることによって、小石であったり、細い棒であれば、積むとか並べるとかによって、結果的に、野牛の頭数の「全部」、牝牛、牡牛の頭数の「全部」、種馬、牝馬、仔馬の頭数の「全部」、羊の頭数の「全部」、したがって、「これだけたくさん」狩猟した旨、「これだけたくさん」飼育している旨は確認しえたはずである。

もちろん、骨に刻み目を付けるのは、粘土板に彫り込むのと同様であるので、記録することにはなるであろうが、これ以外は、そうではない。しかし、記録することはないにしても、その旨の自身の記憶を確実なものにするためには、記録することと同様に、結び目の付いた1組の紐、積んだとか並べたとかの小石または細い棒は保持しておかねばならなかったはずである。「帳簿」では決してないにしても、まさに備付けておかねばならなかったはずである。

したがって、「『粘土球』と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込まれていた」「刻み目の付いた多様な小物体」についても同様。記録することはないにしても、その旨の自身の記憶を確実なものにするためには、記録することと同様に、この小物体を詰め込まれた「粘土球」と呼ばれる球体または卵形の容器は保持しておかねばならないのである。

しかし、これでは、結果的に、頭数の「全部」、したがって、「これだけたくさん」狩猟した旨、「これだけたくさん」飼育している旨は確認しうるだけで、それが「何であるのか」、野牛であるのか、牝牛、牡牛であるのか、種馬、牝馬、仔馬のいずれであるのか、羊であるのか、となると、動物の種類によって刻み目を付した骨が相違していたにしても、この「少しでも数えることに知った人間」自身の記憶に頼るしかなかったはずである。羊、山羊についても同様。結果的に、頭数の「全部」、したがって、「これだけたくさん」放牧している旨は確認しうるだけで、それが「何であるのか」、羊、山羊であるのか、となると、動物の種類によって小物体を詰め込まれた「粘土球」と呼ばれる球体また

は卵形の容器が相違していたにしても、これまた、その「少しでも数えることを知った人間」自身の記憶に頼るしかなかったはずである。

ところが、メソポタミア時代には、そうではない。「数えることは知ったが、数を知らない人間」、まして「文字も知らない人間」は「円筒印章」を横に転がして押印することによって、それが「何であるのか」は確認しえたようである。古代都市はヌジで発掘された「粘土球」は、羊、山羊の頭数と同数の「小物体」を詰め込んでから、「表面には、『楔形文字』で記録されていた」<sup>34)</sup>のだが、「羊（と山羊）の群れの状態を入念に記録して、さらに、飼い主の（円筒）印章を（横に転がして）押印したのである」<sup>34)</sup>。前1500年頃に作成された粘土球である。これに対して、古代都市はウルクとスーサで発掘された「粘土球」は、前3300年頃に作成された粘土球。表面には、楔形文字で記録されることはない。「楔形文字」自体、まだ発明されてはいないのである。したがって、たとえば、羊、山羊の頭数と同数の小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込んでから、「表面には、1つか2つの円筒印章を横に転がして、原本であることと間違いのないことの保証とするのである」<sup>25)</sup>。

そこで、想像するに、会計記録人は、古代都市に任用された役所の責任者。「官吏」である。メソポタミア地域の古代都市は神殿支配であったことから、この役所の責任者は「神殿の管理人」として、「神官」であったかもしれない<sup>35)</sup>。官吏にしても、神官にしても、「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いの確認を得ながら、1頭、1頭、羊、山羊の頭数を数えることで、この頭数と同数の小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を粘土球と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込んでから、容器の口を閉じたはずである。そして、この球体または卵形の容器を保持しておいたはずである。

したがって、「円筒印章」を横に転がして押印するとしたら、本来は、「会計記録人」、さらに、「依託者」である飼い主と「受託者」である羊飼いの双方が

35) 参照、津田正晃・加藤順介共訳；『チャットフィールド 会計思想史』(Chatfield, Michael; *A HISTORY OF ACCOUNTING THOUGHT*, Illinois 1978.), 文眞堂 1979年, 5頁。参照、戸叶勝也訳；『シュメール文明 古代メソポタミア文明の源流』(Helmut, Uhlig; *DIE SUMERER, Volk am Anfang der Geschichte*, München 1976.), 佑学社 1979年, 30頁以降。

押印するのかもしれない。しかし、横に転がして押印するのは、3つの円筒印章ではない。「1つか2つの円筒印章」<sup>25)</sup>を横に転がして押印したとのことである。

そうであるとしたら、考古学者からの批判を覚悟して、あえて憶測するに、「依頼者」である飼い主は自身の権利を保全してもらうために会計記録人に囑託したのだから、「1つ」「の円筒印章」は、まずは、「会計記録人」が押印するのでは、と想像するのである。さらに、いま1つの円筒印章を押印するとしたら、自身の権利を保全してもらうために会計記録人に囑託したのだから、この「囑託人」、「依頼者」である飼い主は押印するまでもないのではなかろうか。押印した「粘土球」は、会計記録人が保持しておくことで、「依頼者」である飼い主は自身の権利を保全してもらうのだからと、想像するのである。したがって、それよりも、「2つの円筒印章」は、この会計記録人に加えて、さらに、その「取引相手」、「受託者」である羊飼いが押印するのでは、と想像するのである。このような円筒印章の刻印によって、もはや「数えることは知った人間」である「会計記録人」も、これ以外の人間、したがって、「依頼者」である飼い主も「受託者」である羊飼いや、それが「何であるのか」、したがって、羊、山羊であることは確認しえたようである。

そこで、「会計記録人」は「依頼者」である飼い主と「受託者」である羊飼いや、羊、山羊の「依頼受託関係」を保証する、今日の「公証人」に相当することになる。「依頼者」である飼い主と「受託者」である羊飼いは、たとえ「数を知らない、数えることも知らない人間」であったとしても、「数は知らないが、少しでも数えることを知った人間」、いや、「数えることは知ったが、数を知らない人間」、まして「文字も知らない人間」であったとしても、会計記録人は、古代都市に任用された「官吏」、「神官」であったかもしれない。官吏にしても、神官にしても、羊、山羊の「依頼受託関係」を保証するので、今日の「公証人」に相当することになる。「依頼者」である飼い主と「受託者」である羊飼いの確認を得ながら、1頭、1頭、羊、山羊の頭数を数えることで、この頭数と同数の小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を「粘土球」と呼ばれる球体または卵形の容器に詰め込んだのだから、ごまかさ

れるはずもなく、改竄されるはずもない。したがって、「依託者」である飼い主にも「受託者」である羊飼いにも信頼しうるものであったのではなからうか。

そうであるとしたら、数を象徴する小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込まれた「粘土球」と呼ばれる球体または卵形の容器こそは、記録することはないにしても、「取引事実」である依託受託関係を記録するのと同様の「会計文書」、「粘土球の会計文書」である。しかも、「依託者」である飼い主にとっては「依託証書」、「受託者」である羊飼いにとっては「受託証書」、したがって、「会計証書」であるにちがいない。

そこで、この「粘土球」と呼ばれる球体または卵形の容器に、羊、山羊の頭数と同数の小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込むことは「記録すること自体」の起源の起源として、やがて「数えることを知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字も知った人間」が粘土板に記録するようになると、極端には、「文字は『会計記録人の発明』になるものである」<sup>22)</sup>とまで表現されることには納得しえようというものである。したがって、メソポタミア時代には、自身の記憶を確実なものにするために記録するにしても、もはや「備忘」手段として記録しただけではなさそうである。証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録するにちがいない。

それでは、「記録すること自体」の起源の起源から「記録すること自体」の起源に、したがって、「数えることは知ったが、数を知らない人間」、まして「文字も知らない人間」が保持しておく「粘土球の会計文書」から、絵文字と数字の、まさに「文字も知った人間」が記録する「粘土板の会計文書」に、どのように移行するのであろうか。

そこで、前掲の著書によると、20世紀の後半に「イラン遺跡・フランス考古学調査隊がスーサのアロポリス遺跡で発掘調査したのだが、粘土球から会計記録の粘土板への移行がよく理解されるようになったのは、その時の発見のおかげである。しかし、シュメールに出土する文書を見るかぎりでは、このような発達を確証しうるのはエラムだけのようである。

しかし、シュメール人も同じ発達をしたと断言しうだけの、いくつかの有力な理由はある。実際、エラム文明は、独自の要素を持ってはいるのだが、シュメール文明とほぼ同様の要素を持っていたことが分かる。両文明は、全く同様の条件で前4000年紀の末葉の間に、類似して開花、かつ類似して発達したからである。いずれも、人間が考えたことを視覚的または象徴的に表現したり、発声された言語を転写するのに、粘土が最適であるとの認識を最初から持っていたのである。それに、前3200年から前3100年頃の、ウルク時代の粘土板と、前3000年から前2900年頃の前エラム文字が見られる最古の粘土板との間には、明白な類似性がある。図4および図5を参照。最後に、前3500年から前3300年頃には、粘土球での会計記録システムと『カルクリシステム』(système des calculi) は、エラムでもシュメールでも使用されていたのである<sup>36)</sup>。

そのようなわけで、前掲の著書によると、古代都市はスーサで発掘された「会計文書」を6つの段階に分類。「粘土球の会計文書」については、第1段階と第2段階、「粘土塊の会計文書」については、第3段階と第4段階、「粘土板の会計文書」については、第5段階と第6段階に整理することで、メソポタミア時代に、「記録すること自体」の起源の起源から「記録すること自体」の起源に、どのように移行するかを解明することになる。

### (1) 粘土球の会計文書

第1段階。「スーサ遺跡第18層」と呼ばれる考古学層で発掘。前3500年頃の「会計文書」についてである。「スーサの役所の責任者 (responsables de l'administration) はかなり綿密な会計記録システムを持っていた。このシステムは、いくつかの『カラクリ』を記号に使用して、たとえば、商業取引の総計

36) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.165. 二重括弧は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書、125頁。

なお、「カルクリシステム」は「粘土球での会計記録システム」と同様。しかし、想像するに、数を象徴する小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」を詰め込むまでもなく、小石さえあるなら、この小石を並べるだけでも、さらに、「小石」を意味する小物体を並べるだけでも、これを保持しておくことでは、記録することと同様になるので、あえてカルクリ「システム」とも表現しているのではなかろうか。

(頭数の『全部』)に合致するのだが、数を象徴するのに、それぞれの位を表現する、大きさも形状も相違する粘土製の小物体を使用する会計記録システムを持っていた。球形または卵形で真ん中のくぼんだ粘土球の中に、このような『カルクリ』を詰め込んで、表面には、1つか2つの円筒印章を横に転がして押印、この円筒印章の刻印によって、発行人と(会計記録システムの)完全であることを保証するのである。

粘土球は『文書保管所』(archives)に保持しておかれる。当事者の双方に確認の必要がある場合、異議申立てがある場合には、粘土球を壊して、その中のカルクリを数えあげるのである。

いま、前3300年頃のヌーサにいと想定しよう。折しも、羊飼いが299頭の羊を数カ月に亘る放牧に連れて行くところである。雇い主(飼い主)は地元の富裕な牧畜業者である。双方は事前に、雇い主(飼い主)の財産管理にあたる会計記録人のところに連れ立って赴いて、羊の頭数を確認している。

会計記録人は羊の頭数を数えあげると、親指を押し込んで、真ん中のくぼんだ粘土球を製作する。直径が約7cm、ほぼテニスボール大の球体ができる。それから、親指を引き抜いてできた穴から、羊の100頭を象徴する粘土製の円盤が2個、10頭を象徴する粘土製の玉が9個、1頭に相当する粘土製の小棒が9本、この粘土製の容器に詰め込まれる。総計(頭数の『全部』)は299頭である<sup>37)</sup>。「それから、会計記録人は粘土球の口を閉じて、会計記録された物品を公証するために、粘土球の表面に円筒印章を横に転がして、発行人を保証する。今日の『公正証書』に相当する文書が、このようにして完成する。もはや改竄される余地はない。

粘土が乾燥するのを待って、会計記録人は粘土球を文書保管所に保持しておく。そうすることによって、粘土球とその中の『カルクリ』は、羊飼いにとっても、雇い主(飼い主)にとっても、いま眼前で確認した頭数を保証することになる。このシステムを使用するなら、いずれ羊飼いが戻って来たときに、放牧に連れて行った羊の全頭がいるかどうかを確認しうる。会計記録人は粘土球を壊して、『カルクリ』を数えあげる。検証するのは簡単である<sup>37)</sup>。図10<sup>38)</sup>を参照。

37) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.166-167. 括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，125頁以降。

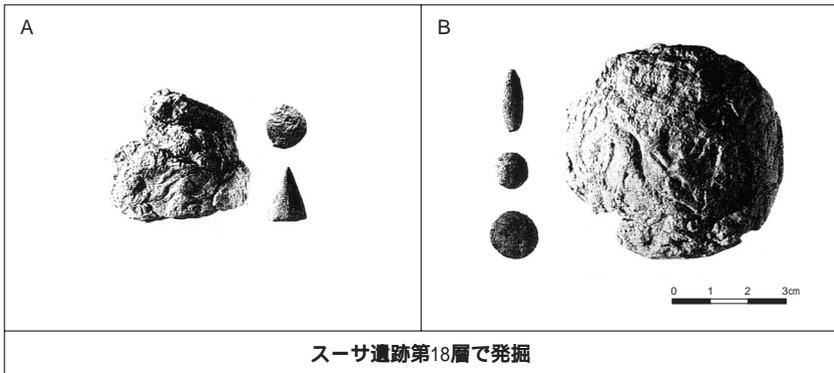


図10

第2段階。「スーサ遺跡第18層」と呼ばれる考古学層で発掘。前3300年頃の「会計文書」についてである。「第1段階の手法は、あまり便利ではない。記録された取引の総計（頭数の『全部』）を再確認するには、都度、粘土球を壊さねばならないからである。

この不都合をなくすために、スーサの会計記録人は、すでに古来から習慣とされた手法、刻み目を入れるのに類似した手法を思い付いた。粘土球に詰め込まれる多様な『カルクリ』を象徴するために、粘土球の表面には、円筒印章を横に転がすと同時に、多様な形状の刻み目（か刻印）を押し付けたのである。たとえば、

小棒は『細長い刻み目』。小さな筆蘆を斜めに押し付けて得られる。

玉は『小さい円形の刻印』。同じ筆蘆を垂直に押し付けて得られる。

円盤は『大きい円形の刻印』。大きな筆蘆を垂直に押し付けるか、指の先を押し付けて得られる。

円錐は『太い刻み目』。柔らかい粘土に大きな筆蘆を斜めに押し付けて得られる。

孔のあいた円錐は『小さい円形の刻印がある太い刻み目』。このような多様な形状の刻み目（か刻印）を押し付けたのである」<sup>39)</sup>。図11<sup>40)</sup>を参照。

38) Cf., *op. cit.* (CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, Vol.1 )p.54.

カルクリ	数 字	
<p>粘土球に詰め込まれた「刻み目の付いた多様な小物体」</p> <p>小棒 </p> <p>玉 </p> <p>円盤 </p> <p>円錐 </p> <p>孔のあいた円錐 </p>	<p>粘土球、粘土塊に押し付けられた「多様な形状の刻み目か刻印」</p>    	<p>粘土板に彫り込まれた「多様な形状の刻み目か刻印」。「原エラム文字」</p>  <p>細長い刻み目</p>  <p>小さい円形の刻印</p>  <p>大きい円形の刻印</p>  <p>太い刻み目</p>  <p>小さい円形の刻印がある太い刻み目</p>  <p>翼端のある円形の刻印</p>
<p>スーサ遺跡第18層で発掘</p>	<p>スーサ遺跡第18層、第17層で発掘</p>	<p>スーサ遺跡第16層、第15層、第14層で発掘</p>

図11

したがって、「いわゆる中身の要約といったところである。3個の円盤と4本の小棒を詰め込んだ会計記録の粘土球は、表面に3つの大きい円形の刻印と4本の細長い刻み目を持つ。図12の粘土球Bとカルクリ。7本の小棒を詰め込んだ粘土球は、表面に7本の細長い刻み目を持つ。図12の粘土球Aとカルクリ。

そうすることによって、都度、粘土球を壊さねばならないこともなくなった。粘土球の表面のくぼんだ印を『読み取れば』よいのである。円筒印章の刻印は、全体が間違いないことを保証すると同時に、粘土球の発行人を明示して、数の印である刻み目(か刻印)は取引の総計(頭数の『全部』)を表現するからである<sup>41)</sup>。

39) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.168. 括弧内は筆者。

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 126頁以降。

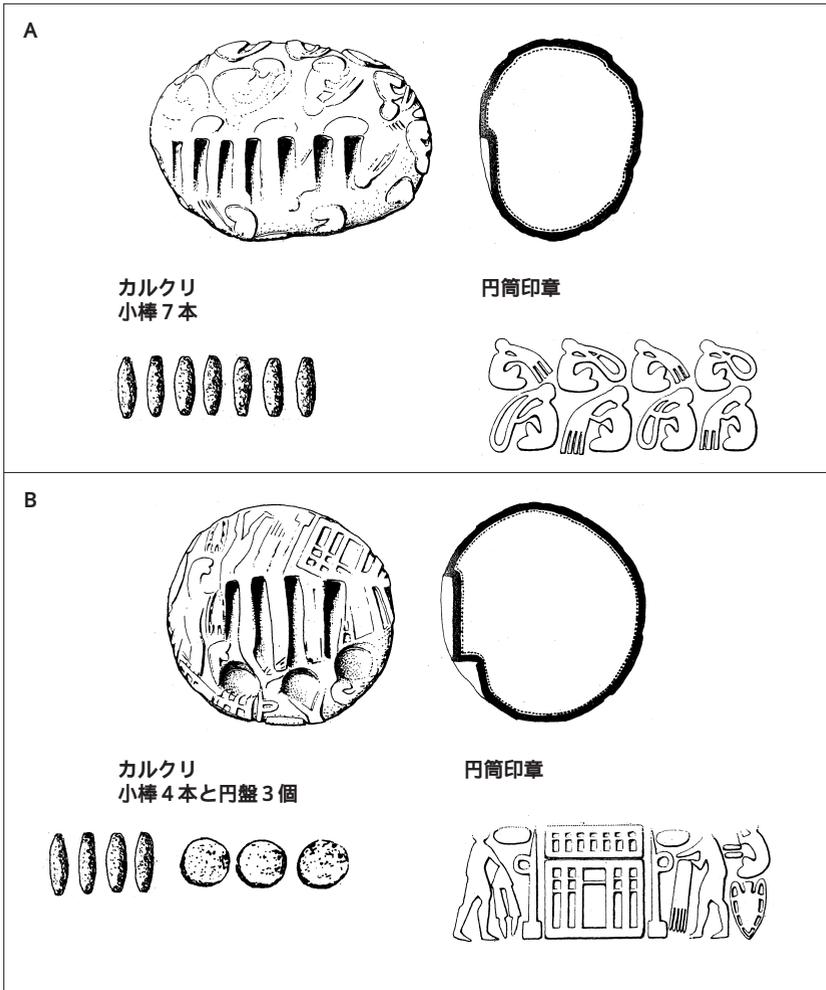
40) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.171.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 126頁。

41) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.169. 括弧内は筆者。

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 127頁。

図12<sup>42)</sup>を参照。



42) Cf., *op. cit.* (CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, Vol.1) p.45./51./53./54.

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.168.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 127頁。

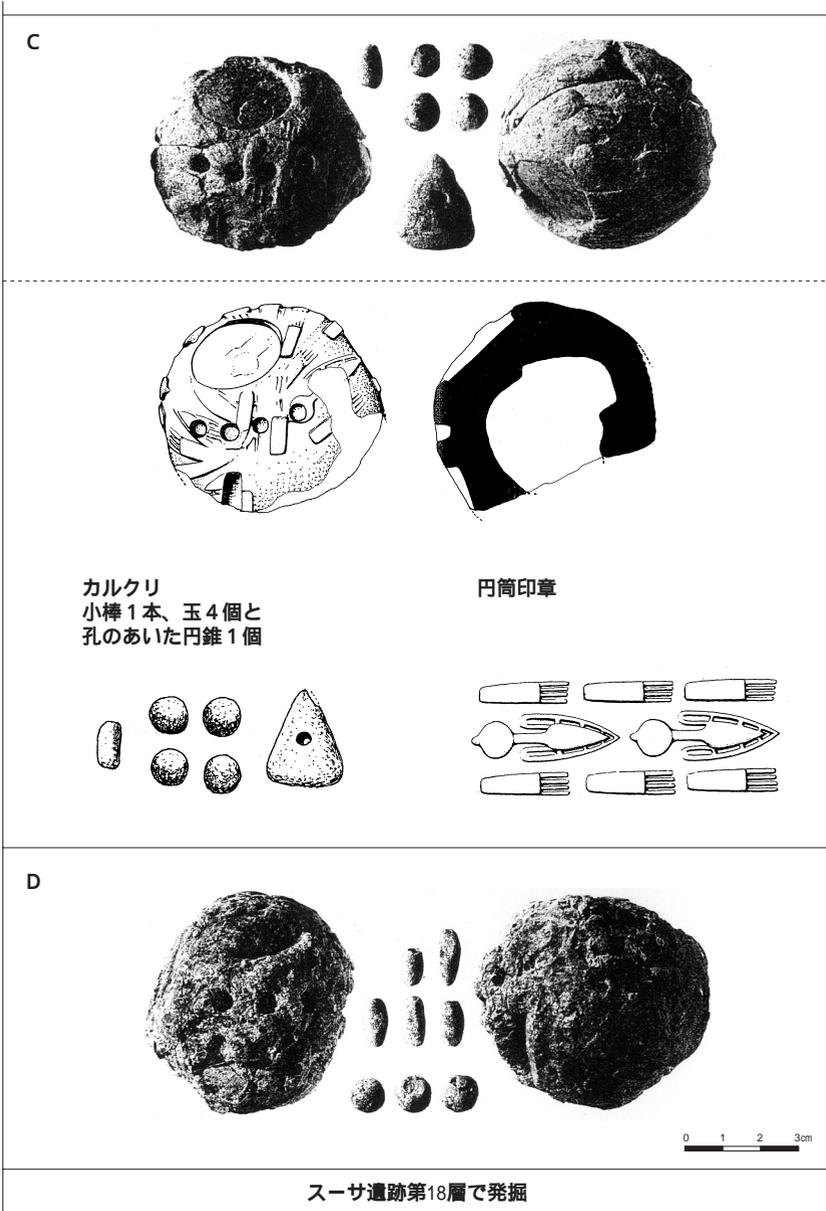


図12

## (2) 粘土塊の会計文書

第3段階。「スーサ遺跡第18層」と呼ばれる考古学層で発掘。前3250年頃の「会計文書」についてである。「第2段階の手法のように、粘土球の中に数を象徴する小物体を詰め込んで、この粘土球の表面に、その数を『記号で表記』(notation)する手法は二重手間である。やがてカルクリを使用する慣行、ひいては粘土球を作成する慣行は無駄なものであることが理解された。

この慣行は第3段階に進歩すると、廃止される。球形または卵形の粘土球に代えて、円形または横長の形状の粘土製の塊、粘土塊 (pains d'argile) が使用されたのである。粘土球の表面に記録された情報は、いまや、粘土塊の『表面』だけに記録される。

最初のうちは粘土球の形状を模倣していたのだが、この会計記録の文書は相変わらず、円筒印章が刻印されることによって、今日の『頭書きを付された公用文書』と同様の価値を持っていた。取引の総計(頭数の『全部』)を記録する場合に、この公的文書は粘土塊の表面に、かつて粘土球の中に詰め込まれたカルクリと同等になる『記号で表記』されるのである。原エラム文字の『最初の会計記録の粘土板』は、この第3段階で作成されたものである。

これまでの3つの段階は比較的に短期間のうちに相前後して生起している。これを証明するのは、すべての文書が『スーサ遺跡第18層』と呼ばれる考古学層の土中から発掘されるからである。

さらに、円筒印章の同一の刻印が粘土球と粘土塊に発見されたことから、このような文書は同時代のものであることが確認された。図12の粘土球Cと図13の粘土塊B」<sup>43)</sup>。図13<sup>44)</sup>を参照。

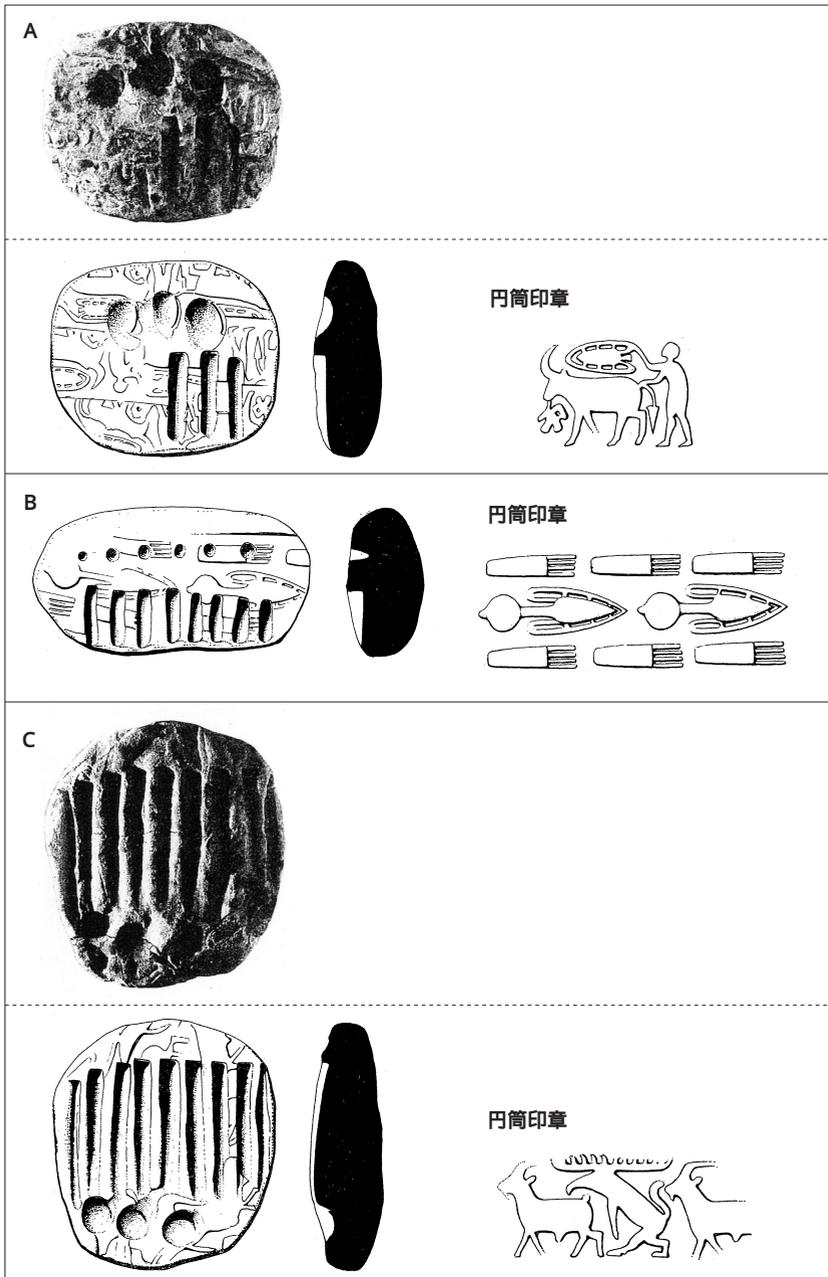
43) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.169-171. 括弧内は筆者。

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 127頁以降。

44) Cf., *op. cit.*(CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, Vol.1) p.45./51./54.

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.169.

参照, 松原秀一・彌永昌吉監訳; 前掲書, 128頁。



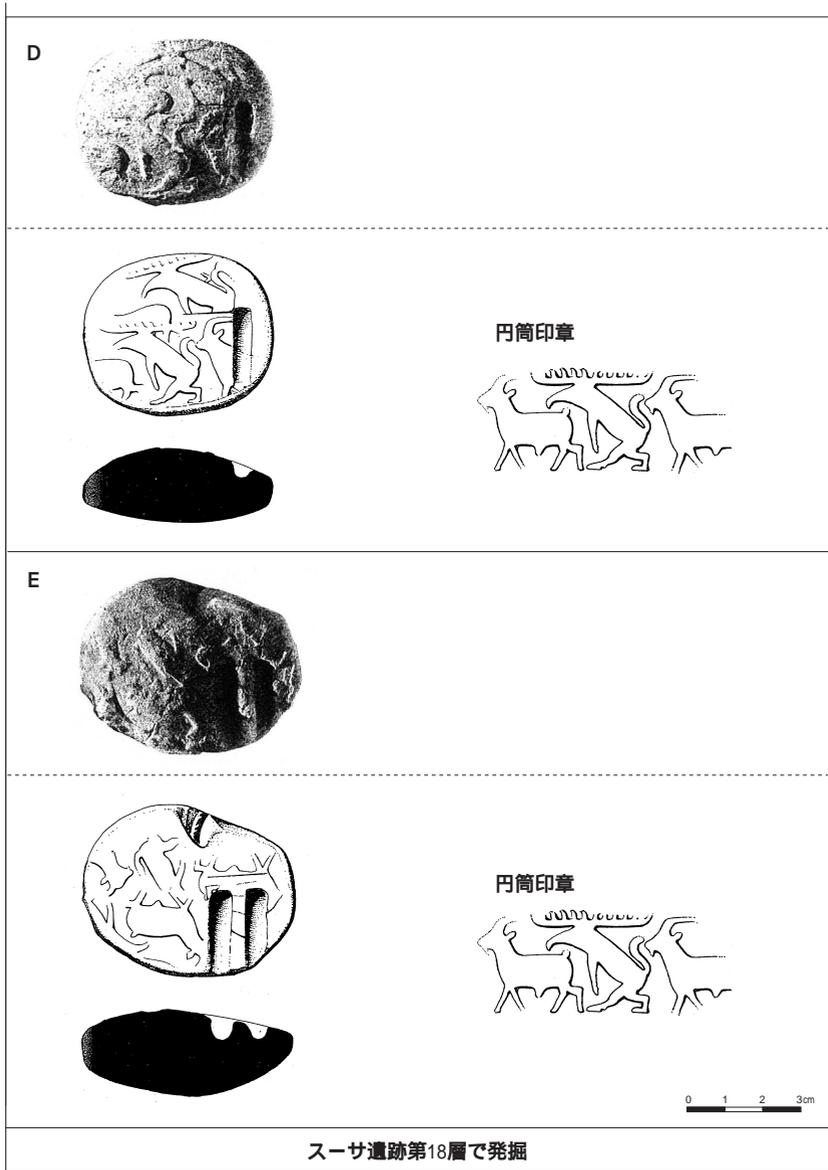
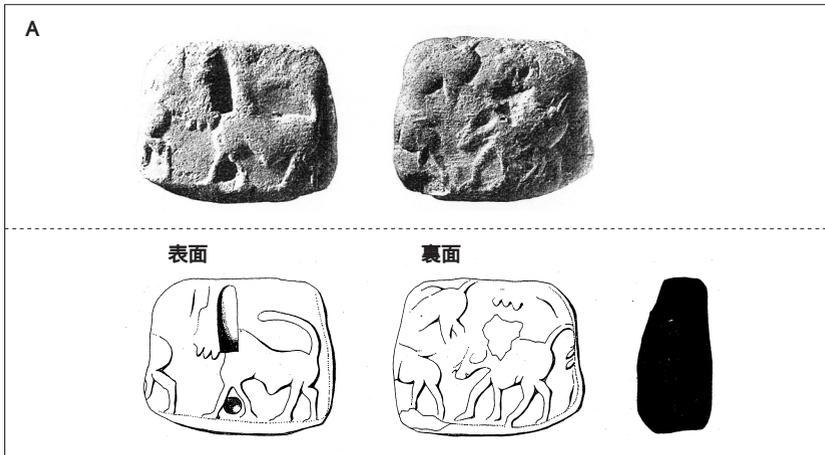


図13

第4段階。「スーサ遺跡第17層」と呼ばれる考古学層で発掘。前3200年から前3000年頃の「会計文書」についてである。「この第4段階の会計記録の情報は、第3段階のそれと同様に、専ら数を記号で表記する。粘土板（粘土塊）の表面には、円筒印章を横に転がして得られる刻印だけがあって、厳密には、文字の記号はない。

しかし、この粘土板（粘土塊）と遺跡第18層で発掘される粘土板（粘土塊）を比較すると、両者の間には、形状の変化があることに気付く。この変化とは、人間がこの会計記録の文書に次第に使い慣れてきたことである。実際、粘土板（粘土塊）は次第に洗練されて、丁寧に作成される。数の印も深く彫り込まれるのではない。浅く規則正しく彫り込まれる。粘土板（粘土塊）の側面にも裏面にも、円筒印章が横に転がされる」<sup>45)</sup>。図14<sup>46)</sup>を参照。



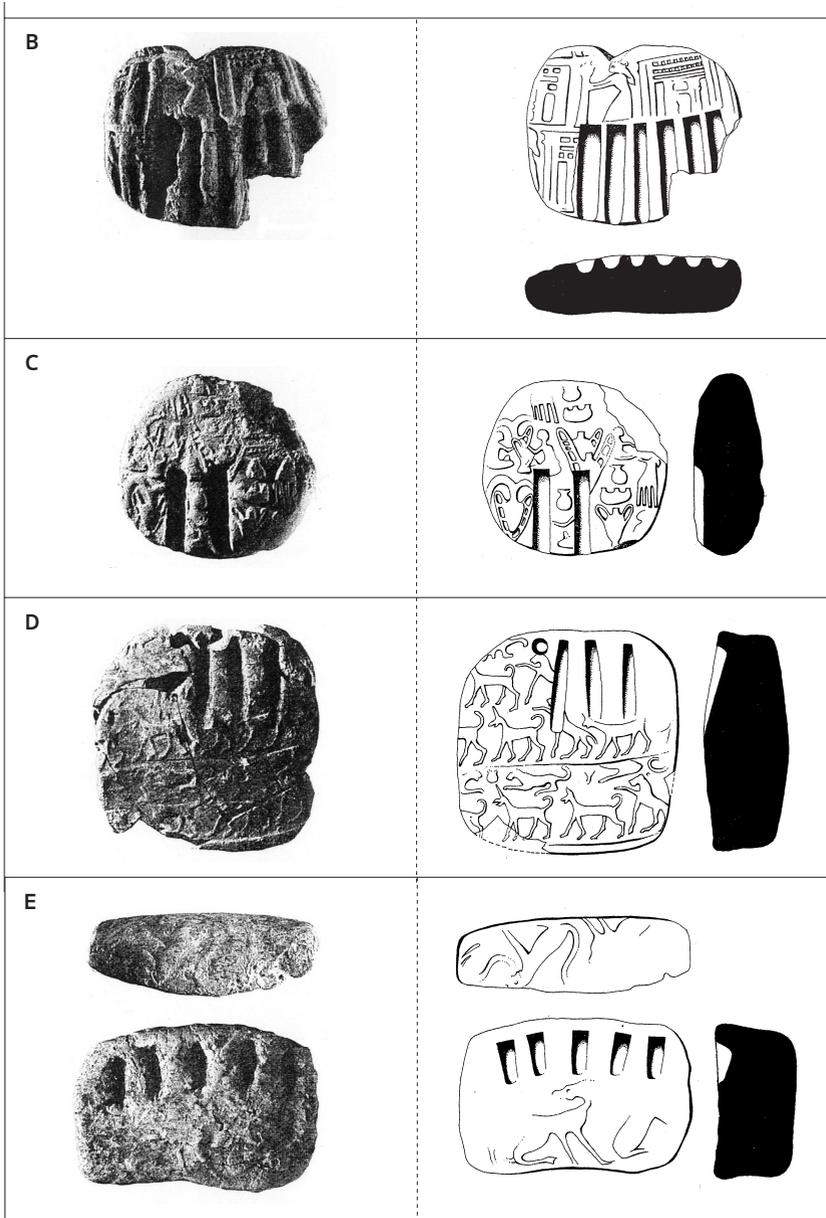
45) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.170-171. 括弧内は筆者。

参照，松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，128頁。

46) Cf., *op. cit.*(CAHIERS de la DÉLÉGATION ARCHÉOLOGIQUE FRANÇAISE en IRAN, Vol.1) p.47./49./51./53./57.

Cf., Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.170.

参照，松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，128頁。



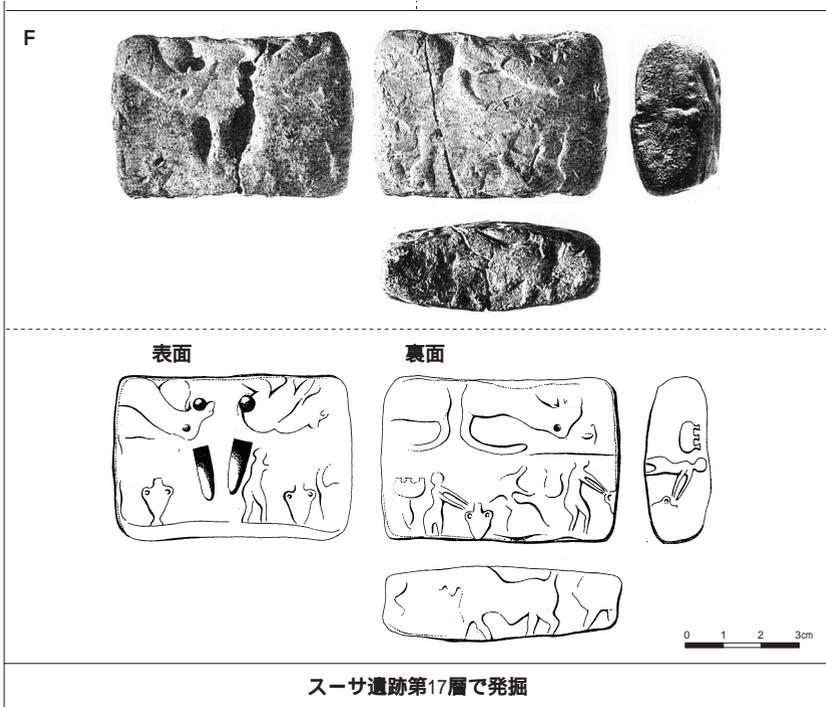


図14

したがって、第1段階こそは「記録すること自体」の起源の起源。「記録することのない記録」でしかないのだが、数を象徴する小物体、これと同様の「刻み目の付いた多様な小物体」の詰め込まれた「粘土球」を保持しておくことで、記録することと同様になる。第2段階は、「刻み目の付いた多様な小物体」を粘土球に詰め込むと同時に、これと同様の「多様な形状の刻み目が刻印」を粘土球に押し付ける。

さらに、第3段階は、この二重手間を排除。粘土球から「粘土塊」に変形されて、「多様な形状の刻み目が刻印」を粘土塊に押し付けるだけである。第4段階は、粘土塊から「粘土板」に変形される前段階。「多様な形状の刻み目が刻印」が粘土板に彫り込まれる前段階である。したがって、「記録すること自体」

の起源の、まさに前段階であるのでは、と想像するのである。

そこで、前掲の著書によると、「これまでの会計記録の粘土球と粘土板（粘土塊）に見られる『表記の手法』は、厳密な意味では、『文字で記録すること』ではない。むしろ、人間が考えることを象徴して、視覚的に表現する手法である。円筒印章の刻印の傍らには、数が記録されているとはいっても、この文書を見るだけでは、何が取引されたかは判読されないからである。取引の数量は判読されはする。しかし、取引の物品が何であるのかを明示する記号はない。しかも、取引は引渡しなのか、受入れなのか、交換なのか、配給なのか、粘土球にも粘土板（粘土塊）にも、これを明示する記号はないのである。これについては、永久に知る術はないであろう」<sup>47)</sup>。

しかし、「粘土球ないし粘土板（粘土塊）に押印された円筒印章の刻印を見れば、商業取引の物品も分かるようになっていたと考えうる。未熟な経済状況の取引では、当事者の双方が顔見知りであってもおかしくはない。その場合には、当事者は問題となる文書を見ることで、この取引の意味を理解したであろう。関係者は独自の円筒印章を持っているので、印形を見れば、取引相手が誰であるのか、すぐに理解されたからである。

このように表記する手法は極めて簡明であるのに対して、極めて曖昧である理由は、ここにある。したがって、文字の記号が広く使用されるようになると、視覚的に象徴するだけの手法は消滅してしまう。しかし、注目すべきであるのは、くぼみ目を使用して数を表記する手法が間違いなく『数を記録する表現』であることである。事前の約束によって、それぞれの数の記録は、それぞれの位に関連している。文字によって数を表記する手法はこれと同様のものである」<sup>48)</sup>。

事実、第2段階の粘土球から、そうであるように、粘土塊にも、頭数は「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字ではないにしても、「押し付けられたくぼみ

47) Ifrah, Georges; *op. cit.*, p.171. 括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，128頁。

48) Ifrah, Georges; *op. cit.*, pp.171-172. 括弧内は筆者。

参照、松原秀一・彌永昌吉監訳；前掲書，128頁以降。

目の印」の数字で記録される。したがって、もはや「数えることは知ったが、数を知らない人間」が記録しているのではない。「数えることは知った、数も知った人間」が記録していることになる。この「押し付けられたくぼみ目の印」の数字で記録することによっても、頭数の「全部」、したがって、「これだけたくさん」放牧している旨は確認しうるからである。しかし、それが「何であるのか」、羊、山羊であるのか、となると、羊、山羊の頭部の図柄の絵文字で記録されることはないのである。したがって、「文字を知らない人間」が記録していることになる。しかし、第1段階の粘土球から、そうであるように、羊、山羊である旨は粘土塊に押印された円筒印章の刻印によって確認しえたようである。「粘土板（粘土塊）の側面にも裏面にも、円筒印章が横に転がされる」のは、そのためであるのかもしれない。

ところが、「1つか2つの円筒印章」<sup>25)</sup>を横に転がして押印したとのことであるので、まずは、「会計記録人」、さらに、筆者が憶測するところでは、その「取引相手」、「受託者」である羊飼いが押印するのでは、と想像するのである。場合によっては、この会計記録人への「囑託人」、「依託者」である飼い主も押印するのかもしれない。したがって、円筒印章の刻印によって確認しえたにしても、この2人だけの記憶、場合によっては、この3人だけの記憶に頼るしかないことでは、依然として、自ずから限界がある。「取引相手が誰であるのか」、「取引の物品が何であるのか」、さらに、「取引は引渡しなのか、受入れなのか、交換なのか、配給なのか」は、相互には確認しうるかもしれないが、これ以外の人間には確認しうるはずもないからである。

そこで、「何をどれだけ」、「何を」全部の個数は「何個」とか、「何を」全部の頭数は「何頭」とか、具体的に正確に記録しうるには、「数えることは知った、数も知った人間」、しかも、絵文字と数字の、まさに「文字を知った人間」が、頭数は「刻み込まれたくぼみ目の印」の数字で記録するだけでなく、羊、山羊は頭部の図柄の絵文字で記録するようになるのを待たねばならない。